

「監査提言集」について

監査業務審査会

日本公認会計士協会では、会員の行った監査業務についてその社会的影響を考慮し、必要に応じて個別の監査契約を取り上げ、監査手続の実施状況及び監査判断の適切性等について調査を実施している。従来、監査業務審査会の審議は非公開で行ってきており、その審議内容の公表は行っていないが、昨今の不適正な会計処理事例が後を絶たない現状を踏まえ、何らかの形で監査業務審査会の審査内容を公表することを検討してきた。監査業務審査会の役割は、あくまで会員の監査業務の指導を主たる目的とするものであり、会則に基づく懲戒処分ではないため、この審議内容の非公開の基本原則は今後も変わることはない。

しかし、監査業務審査会の審議を通して浮き彫りとなった業務改善事項については、すべての監査人にとって有意義なものであるとの考えから、平成20年7月、監査業務審査会から「監査提言集」を会員向けに公表した。この「監査提言集」は、実際の事案を基にしているが、審議内容の非公開を前提としているため、可能な限り企業名等が特定されないように簡略化・抽象化した記載としている。さらに、今般、会員のみならず一般の企業にも公表してはどうかという意見があることから、「監査提言集」の一部を一般に公表することとした。ただし、個別事案の内容部分については引き続き非公開とし、事案のタイトルのみを公表することとした。

以下に「監査提言集」の全般部分を示す。

< 提言概観 >

本提言集では、事案例を示しながら提言をまとめているが、それらを概観すると次のように要約することができる。

なお、日本公認会計士協会監査基準委員会から不正あるいは虚偽表示に関する報告書が公表されているので、改めてその内容を確認、監査基準への準拠性についても確認をしておく必要がある。

- ・ 契約書等の証憑が揃っていることと取引が実在することとは必ずしも同じでない場合があるので注意が必要である
- ・ 監査証拠力の強弱の適切な評価が必要である
- ・ 監査リスクは、常時変化する可能性があるのできめ細かな対応が必要である
- ・ 監査手続は、監査人として納得感を得るまで追及することが大切である
- ・ 新しい業務や事業等は、新たな監査リスクを生み出すのが一般的である
- ・ 投融資は、その内容を十分把握できるまで監査の結論を出せない場合が多い
- ・ 損失処理することと監査上のリスクが解消することとは別の問題である

- ・ 時間的制約のある監査人交代は、監査リスクを大きく増加させるのが一般的である
- ・ 会計基準の適用には、その設定趣旨を尊重した正しい理解が必要である
- ・ 連結財務諸表への影響の大きい連結子会社への監査アプローチは、親会社と同等の監査水準を必要とする場合がある
- ・ 監査調書は、監査人の行為の正当性を立証する唯一のものである

< 問題発覚の発端 >

本提言集に掲げた事案例について、記載されている問題事項が発覚することとなった発端としては、次のように整理することができる。

会社が作成する財務諸表に関しては、いろいろな立場の人がその信頼性について注目していることを、監査人としても忘れてはならない。

- ・ 会社、監督官庁、あるいは監査法人等への内部通報・外部通報
- ・ 行政当局の調査
- ・ 会社破綻後の調査
- ・ 監査人の問題意識から、過年度財務諸表への影響が発覚
- ・ 社内調査
- ・ 首謀者の自白
- ・ 共謀取引先等における事実の発覚
- ・ その他

< 監査手続等の実施に際しての留意事項 >

| 監査手続等 | ポイント | 留意事項 |
|-------|------------|--|
| 確 認 | 「一致」回答の判断 | 確認状の回答が「一致」として回収されても、他の状況との整合性を考慮したときに、差異が発生していないことが異常であると考えられるべき場合もある。 |
| | 確認先の選定 | 売上債権の確認先選定に際して、会社が何らかの理由を挙げ確認状発送の見合わせを主張する場合、そこに監査リスクが潜んでいる場合が多い。 |
| | 未回答先への代替手続 | 確認状について回答が入手できなかったため、社内証憑との照合による代替手続を行って満足する場合があるが、社内証憑は一般的に証拠力が弱いと考えられるため、監査リスクが高まる可能性があることを忘れてはならない。 |
| | 差異調整 | 確認状回答と会社帳簿との相違は、問題発見のためのきっかけの宝庫である。確認結果の回答差異調整は、大変重要な監査手続であることから、会社帳簿記録の適正性判断のために慎重な対応が必要である。 |
| | 未発送先の代替手続 | やむを得ない事情により、確認状の発送を見合わせた先に対する代替手続は、可能な限り外部証拠の入手を行うべきであり、内部証拠中心の代替手続は監査リスクが高まる可能性がある。 |

| | | |
|---------|--------------------|---|
| 立会・現場視察 | 外部保管在庫等の現物確認の実施 | 重要な資産の実在性については、会社の内部資料と突合するだけでなく、外部からの預かり証や確認状の回答などの外部証拠の入手、また、不動産や工事等については、現場視察の十分な実施が必要である。実在性の視察対象場所の選定は、監査人自らが行わねばならない。 技術的な専門知識がないことは、現場視察等を省略する理由にはならない。監査人の目で「物」の存在を確認することに意味がある。 |
| | 立会先等の選定 | 立会先等の選定は、可能な限り恣意性を排除し、かつ、網羅性を考慮すべきである。 偏ったリスク評価による選定は、かえって監査リスクを増大させる。 |
| | 仕掛品の現物確認等 | 仕掛品については、現物からは評価のポイントが分かりづらいことを理由に、現物確認を省略するケースが見受けられるが、そこを突かれた不正事例が散見される。仕掛品の基本部品の確認や工事進行基準の進捗率の外観の確認は、監査証拠として有意義なものである。 |
| 取引実態の立証 | 良品としての取引対象物の存在の確認 | ソフトウェアの架空循環取引においての問題は、良品としてのソフトウェアの不存在である。注文書・検収書等との照合という表面的な監査手続に終始していたのでは、取引実態の把握は困難な場合がある。 |
| | 知的財産権の実態把握 | 「知的財産権」は、新しい概念でありその実態は不透明な場合が多い。財産権の行使成果が見える形で確認できるか、あるいは経済合理性という観点での裏付けが取れるかなど、実態把握に最善の方法をとる必要がある。 |
| | 「権利の売買」の実態感 | 取引対象が「権利」の売買であるように、一見取引対象が存在するように見られる場合でも、権利自体に法的根拠がない、あるいは将来の仮定の成果物を対象とするなど、その存在に実態感の持てないものは、監査リスクが高いと考えられる。 |
| | 不透明な費用あるいは損失計上 | 契約書の閲覧、入出金の確認等の形式的手続では、十分に取引実態を把握できない場合がある。支出については、実態のある購入代金なのか、単なる寄付金なのか、あるいは法的に求償権があるものなのか等、実態を見極めることができ初めて適正な会計処理が可能となる。安易な費用あるいは損失処理は慎まなければならない。 |
| | 監査人交代に際しての前任監査人の情報 | 監査受嘱に当たっては、前任監査人からの引継事項及び会社の潜在的リスクを考慮する必要がある。特に、前任監査人の退任理由を慎重に検討し、十分なリスク評価、リスク認識に努めるべきである。 |

| | | |
|--------|--------------------|--|
| リスクの評価 | 企業風土等の考慮 | ワンマン経営者が連続増収を強く指示する企業風土や業界特有の帳合取引等不透明な取引慣行の存在等を監査リスクと捉え、当該リスクを軽減させる監査手続を計画・実施する必要がある。 |
| | ビジネスモデルの経済合理性等 | 会社のビジネスモデル自体が、社会性や経済合理性の観点から疑義を感じさせる場合がある。会社の前向きな説明や主要顧客の知名度からくる信頼性について先入観を持ちすぎると、ビジネスモデルの不自然さに気付かないリスクがある。 |
| | 短期間での監査人交代 | 監査受嘱から意見表明までが超短期間かつ引継ぎも十分に行えない状況での交代に関しては、監査日数の十分性も含め、監査受嘱リスクは、通常、大きいものと評価しなければならない。 |
| | 内部統制の不備 | 特定の個人に権限が集中するような統制行為に対しては、職業的懐疑心を持ってより慎重に内部統制の評価を行い、その評価結果に基づいた十分な監査手続を実施する必要がある。 |
| | 新規の取引 | 新規取引については、職業的専門家としての懐疑心を保持し、改めて監査リスクの評価を行う必要があり、不正の存在を含めた重要な虚偽表示リスクの有無に関する適切な評価と、当該リスク評価に基づいた十分な監査手続を実施する必要がある。 既存取引に係る過去の監査リスクの評価結果をそのまま利用することはできない。 |
| 専門家の利用 | 不動産の鑑定評価 | 土地取引の妥当性については、契約書で第三間取引であることを確認するのみでなく、専門家の鑑定評価や近隣地区の取引価格の調査など、可能な限り客観データの入手に努めるべきである。 |
| | ソフトウェア販売取引における内容確認 | 社内における検査報告書や得意先から入手した検査結果通知書等の確認、開発担当者への質問によっても、実態確認において十分な心証が得られない場合、IT 専門家に依頼して、ソフトウェアの外観チェック（ファイルサイズ、ファイルネーム）や仕様書との整合性の確認、あるいはシステムの起動状況の確認をしてもらうことも有効である。 |
| | 連結会社間取引の消去 | 連結会社間取引の差異分析に際しては、単なる検収ズレとして処理せず、納得のいくまで追求することが必要である。 |
| | 連結子会社の監査水準 | 連結子会社の監査は、個別に監査契約を締結するか、いわゆるレビュー等によることになるが、子会社の監査リスクの評価に見合った監査効果を期待できる監査方法を選択しなければならない。 |

| | | |
|--------------|--------------------------|--|
| 関係会社の 監査 | | この場合の監査アプローチについては、連結財務諸表に当該子会社の財務諸表のどの部分が残るかを考え、親会社と同等の注意を持って計画する必要がある。子会社は親会社と異なる内部統制システムの下で運営されていることがあり、同一事象であってもリスクが高いことがある。子会社監査 = 簡単な査閲という安易なアプローチは慎む必要がある。 |
| | 親会社による 子会社管理の 内部統制 | 財務諸表作成に関して、親会社による子会社の財務諸表作成管理、業務運営に対する管理についての有効な内部統制が機能しているかを確かめる必要がある。 |
| | 期中取得子会 社への往査 | 期中に取得した重要な連結子会社への往査を実施していない事例が見られるが、連結財務諸表への影響が重要な場合は、適切な往査を実施しなければならない。 |
| | 他の監査人の 監査結果への 依拠 | 重要な連結子会社について、他の監査人の監査結果に依拠する場合は、監査基準委員会報告書第8号の監査手続を実施する必要がある。 |
| 関係帳簿との 照合 | 総勘定元帳との 照合 | 総勘定元帳と補助簿との突合は、監査の基本である。この監査手続を実施することにより、不適切な会計処理の兆候を発見できた事例があることから、監査手続の基本の重要性を忘れてはならない。 |
| 異常性分析 | 増減分析等 | 監査の過程で異常な比率が検出された場合、あるいは滞留品の賞味期限や商品単価の異常性を認識した場合には、会社の説明を鵜呑みにすることなく、納得いくまで追求すべきである。監査手続の追加を避けるために、監査人自らが無理な増減説明を行うことは、厳に慎まねばならない。 |
| 監査意見の 表明 | 監査意見表明 の義務感 | 無限定適正意見を表明することが会社の要望であり、監査人の使命であると勝手に思い込んで、監査手続が不十分な状態で意見表明することは厳に慎むべきである。また、どのような会社であっても監査を受嘱することが公認会計士の社会的使命であると考えべきでない。監査を受嘱せず、市場からの退場を促すことが社会に対する責任を果たすこととなる場合もあり得る。 |

< 事案例目次 >

売上取引に係る事案

1 架空売上

- 1- 1 ITサービスに係る架空売上の計上
- 1- 2 架空循環取引による架空売上の計上
- 1- 3 個人向け架空売上の計上

- 1- 4 売上の早期計上及び架空売上の計上
- 1- 5 商慣習を利用した架空循環取引による架空売上の計上
- 1- 6 I T技術の内容解読の困難性を利用した架空循環取引による架空売上の計上
- 1- 7 担当者首謀による架空売上の計上
- 1- 8 架空売上の計上及び原価の不適正な付替え
- 1- 9 新規事業に係る架空売上の計上
- 1-10 直送品に係る架空循環取引による架空売上の計上
- 1-11 関係証憑の捏造による架空売上の計上
- 1-12 ビジネスモデルの理解不足を突いた架空循環取引による架空売上の計上
- 1-13 不透明な未着品等の架空循環取引による架空売上の計上
- 1-14 リース取引に係る架空計上
- 1-15 売上の過大計上と簿外債務

2 その他

- 2- 1 海外子会社向売掛金の過大計上
- 2- 2 売上単価や売上原価の不適正な修正等
- 2- 3 金融取引を売上として計上
- 2- 4 不透明な知的財産権の売上計上
- 2- 5 売上値引の不計上
- 2- 6 不透明な売上の計上
- 2- 7 未完成品の売上計上
- 2- 8 貸倒引当金等の不計上
- 2- 9 未引渡品の売上計上
- 2-10 不適切な売上・仕入の総額計上
- 2-11 不適切な売上計上基準
- 2-12 システム開発関連売上の早期計上
- 2-13 売上の前倒し計上、原価の先送り処理

棚卸資産・売上原価に係る事案

- 1 仕掛品の過大計上
- 2 架空の仕掛品の計上
- 3 工事原価の過小計上
- 4 たな卸資産の過大計上及び売上値引の不計上
- 5 特定店舗での在庫過大評価
- 6 工事進行基準における工事総原価の見積り誤り
- 7 工事進行基準における原価付替え、過大計上等による工事収益操作
- 8 架空在庫の計上

投融資取引に係る事案

- 1 不透明な投融資取引

- 2 海外子会社株式の評価誤り
- 3 投資事業組合出資の不十分な評価
- 4 重要な資産に対する不十分な評価
- 5 継続企業の前提と投融資に対する不十分な評価等
- 6 債務保証損失引当金の不計上

その他項目の事案

- 1 不透明な費用の計上
- 2 連結子会社の不適正な決算
- 3 重要な資産に対する監査手続の不十分
- 4 リース取引終了に係る不適正な処理
- 5 リース資産の減価償却費計算誤り
- 6 連結範囲の不適正な取扱い
- 7 不透明な未収リベートの計上
- 8 受嘱リボの評価
- 9 前任監査人の監査意見表明後、後任監査人が同一会計期間について改めて監査意見を表明
- 10 不動産取引に係る不適切な会計処理
- 11 不自然な後任監査人の就任
- 12 継続企業の前提に関する開示がないまま破綻
- 13 不適切な株式交換比率の算定と監査上の対応
- 14 不透明な投資行為

学校法人の事案

- 1 寄付金に係る不適切な取引
- 2 不適切な経費処理
- 3 補助金の不正受給と理事長の私的流用
- 4 収益事業申告漏れやリベートの簿外処理

以 上